

豊田市公的病院高額医療機器整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののか、市内にある公的病院の高額医療機器の整備に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公的病院 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者（昭和26年8月22日厚生省告示第167号）第5号に掲げる者が開設する医療機関をいう。

(2) 高額医療機器 1機種当たり5,000万円以上の医療機器をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内にある公的病院の高額医療機器の整備に要する費用の一部を補助することにより、市内における医療体制を強化し、もって共同利用の推進、市民の健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、市内において公的病院を開設している者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が行う高額医療機器の整備に係る費用とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から寄附金その他の収入を控除した額の2分の1の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は1億円を限度とする。

3 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期日)

第7条 規則第4条に定める交付申請は、毎年度7月31日までに行わなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、整備が完了したときは、完了日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第10条に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。